

帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 21 号

帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。